

留萌市スポーツ振興基金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 留萌市スポーツ振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、留萌市スポーツ振興基金条例施行規則（平成2年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 留萌市のスポーツ振興を図るため、予算の範囲以内で助成金を交付する。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) スポーツ振興事業

ア スポーツ振興に係わる講演会及び講習会開催事業

留萌市民を対象としたスポーツ振興に係わる講演会及び講習会の開催。この場合において、参加者の半数以上は留萌市民とし、市内での開催とすること。

イ 市民参加によるスポーツ大会開催事業

留萌市民を対象としたスポーツ大会の開催。ただし、団体が毎年実施している恒常的な大会を除く。この場合において、参加者の半数以上は留萌市民とし、市内での開催とすること。

(2) スポーツ大会選手派遣事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に認める事業

(助成対象者等)

第4条 この助成金の交付対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) スポーツ振興事業 市内に事務所又は住所を有する団体（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）

(2) スポーツ大会選手派遣事業

ア 一般 市内に事務所又は住所を有する団体及び個人で、予選を経て
全国大会等に出場又は招待・選抜された者

イ 小・中・高校生 市内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒（以下「生徒等」という。）又は生徒等が加入し、市内に住所を有する団体で、予選を経て全道大会等に出場又は招待・選抜されたもの

ウ その他教育長が特に認めるもの

2 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる大会に出場するときは、助成金の交付を受けることができない。

(1) 留萌振興局管内で開催される大会

(2) 北海道中学校体育連盟が主催・主管・後援等を行っている大会

(3) 北海道高等学校体育連盟が主催・主管・後援等を行っている大会

3 同一事業への助成は、同一団体及び個人につき、当該年度内において1回を限度とする。ただし、スポーツ大会選手派遣事業については、個人又は団体につき、それぞれ1回の助成を受けられるものとする。

4 スポーツ大会選手派遣事業における小・中・高校生を除く一般市民への助成金の交付は、1団体又は1個人につき、それぞれ3回を限度とする。ただし、団体においては、大会出場者の半数以上が入れ替わっている場合には、新規の団体とみなす。

5 スポーツ振興事業において、企業等が主催又は共催する事業、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体に対しては、助成金の交付を行わない。

6 スポーツ大会選手派遣事業の申請について、生徒等が交付対象者の場合には、保護者等の申請を認めるものとする。

7 団体が交付対象者となる場合には、団体の長となるものが申請を行うものとする。

(助成対象経費)

第5条 スポーツ振興事業における助成金の交付対象となる経費は、別表

1 のとおりとする。

2 スポーツ大会選手派遣事業の助成対象経費は、旅費（交通費、宿泊費）とする。

（補助率、助成金の額）

第6条 補助率及び助成金の限度額は、次の各号に掲げる率及び限度額内とする。

(1) スポーツ振興事業

| 事業区分 | 補助率 | 助成限度額 |
|---|--------------|----------------|
| ・スポーツ振興に係わる講演会及び講習会開催事業 ・市民参加によるスポーツ大会開催事業 | 助成対象経費の1/2以内 | 1事業につき100,000円 |

(2) スポーツ大会選手派遣事業

| 大会区分 | 補助率 | 助成対象者等 | 助成限度額 | | |
|------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|
| | | | 小・中・高校生 | 一般 | |
| 全道大会 | 助成対象経費の1/2以内 | 個人・団体 | 1人につき10,000円 | 支給しない | |
| 全国大会 | | 道内開催 | 個人・団体 | 支給しない | 1人につき10,000円 |
| | | 道外開催 | 個人・団体 | | 1人につき20,000円 |

（助成金の交付条件）

第7条 助成対象者に助成金を交付する場合は、「留萌市補助金等交付規則」（平成15年留萌市規則第1号）第6条に定めるほか、次の条件を付すものとする。

2 スポーツ振興事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) スポーツ振興事業については、留萌市教育委員会の助成事業であることを、印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）の表示によって明示しなければならない。

(3) 旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例（昭和40年留萌市条例第27号）の規定を準用する。

3 スポーツ大会選手派遣事業における助成金の交付条件

- (1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (2) スポーツ大会選手派遣事業における旅費について、宿泊日数を短縮できるとき又は旅費を軽減できるときは、バス等の借上料を認める。ただし、借上料が鉄道運賃の額を超えるときは、鉄道運賃の額とする。
- (3) 交通手段に自家用車を使用する場合の費用は、1キロメートルにつき37円に高速道路料金（実費額）を加えた額とする。ただし、鉄道運賃の額を超えるときは、鉄道運賃の額とする。
- (4) 助成の対象となる自家用車の台数は次のとおりとする。
 - ア 一般 助成対象人数を4人で除し繰り上げた台数以内
 - イ 生徒等 助成対象人数を3人で除し繰り上げた台数以内
- (5) 助成の対象となる人数は、大会開催要項に定める登録人数とする。
- (6) 旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例（昭和40年留萌市条例第27号）の規定を準用する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。